

令和7年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

- ①. 「源泉控除対象配偶者」欄は、所得者(あなた)の合計所得金額が900万円以下で、配偶者の合計所得金額が95万円以下である場合に記入してください。この欄を記入した場合、次の「給与所得者の基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」の給与所得者の配偶者控除申告書も必ず記入してください。

(注) 所得者(あなた)・・・合計所得金額が900万円以下(給与収入だけなら1,095万円以下)
 同一生計の配偶者・・・合計所得金額が95万円以下(給与収入だけなら150万円以下)

- ②. 「個人番号」は絶対に記入しないでください。
- ③. 源泉控除対象配偶者および扶養親族の令和6年の収入の見込み額を「令和7年中の所得の見積額」欄に記入してください。
- ④. 障害者の欄で「同一生計配偶者」という表記がありますが、所得者(あなた)の所得金額に関わらず、合計所得金額が48万円以下(給与収入だけなら103万円以下)の配偶者をいいます。
- ⑤. 「ひとり親」は所得者(あなた)本人が婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない人で以下のすべてに該当する場合は記入してください。
- ・ 所得者(あなた)と合計所得金額が48万円以下の生計を一にする子を有する
 - ・ 所得者(あなた)の合計所得金額が500万円以下
 - ・ 「事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人」がいない
- ⑥. 16歳未満の扶養親族欄は16歳未満の扶養親族で合計所得金額が48万円以下の人を記入してください。

令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書・配偶者控除等申告書兼定額減税申告書・所得金額調整控除申告書

- ⑦. 【給与所得者の配偶者控除等申告書】

配偶者の令和6年の収入の見込み額が次の範囲である方は、この申告書の右側の表(「配偶者の合計所得金額」)を記入してください。令和7年で収入が大きく変わる可能性がある場合(就職、離職等)は、その旨や収入金額を余白などにご記入ください。

- ・ 給料収入……………0～2,015,999円(「給与所得」の「収入金額」欄に記入)
- ・ 公的年金収入………配偶者が65歳未満の場合、0～2,140,000円
 配偶者が65歳以上の場合、0～2,430,000円

(「給与所得以外の所得の合計額」の「収入金額」欄に記入 公的年金/〇〇〇円)

※「収入金額」欄は斜線ですが所得の種類と収入金額をご記入ください

- ・ 上記以外の収入がある場合は所得の種類と所得金額を「給与所得以外の所得の合計額」の「所得金額」欄に記入してください。

(注) 上記の範囲でも、令和6年の配偶者控除や配偶者特別控除を受けられないことがあります。

「源泉控除対象配偶者」を判定するため、該当する場合は必ずご記入ください。

- ⑧. 【給与所得者の基礎控除申告書】

所得者(あなた)に勤務先の給料以外に収入がある方のみ記入してください。(この申告書の左側の表)

「給与所得」の「収入金額」欄に勤務先の給料を含めないで記入してください。

「給与所得以外の所得の合計額」欄に給与収入以外の収入がある方は記入して下さい。

公的年金収入のある方は「収入金額」欄に年金収入を記入してください。(公的年金/〇〇〇円)

それ以外の所得がある方は所得の種類と所得金額を記入してください。

※「収入金額」欄は斜線ですが所得の種類と収入金額をご記入ください

- ⑨. 【所得金額調整控除申告書】

所得者(あなた)の給料収入が850万円を超える人が特別障害者に該当する場合又は年齢23歳未満の扶養親族、特別障害者である同一生計配偶者若しくは特別障害者である扶養親族を有する場合は記入してください。(この申告書の下側の表)

- ⑩. 「個人番号」は絶対に記入しないでください。

令和6年分 給与所得者の保険料控除申告書

⑪. 「生命保険料控除」、「地震保険料控除」は、保険会社等からの控除証明書を添付し、記載されている内容により、できるだけご記入ください。

(注) 一つの損害保険契約で地震保険と旧長期損保のいずれにも該当する場合、どちらか一方の契約としてください。複数の契約があるときは、有利になるように各々について地震保険または旧長期損保を選択してください。

⑫. 「社会保険料控除」は、次のような支払いがあればこの欄に記入してください。

- ・ 本年中に国民健康保険や国民年金に入っていた場合の保険料（社会保険に未加入の方や中途入社の方など）
- ・ 20歳以上の学生を扶養している場合の国民年金の保険料
- ・ 世帯主の方で、世帯に国民健康保険の加入者がいる場合に世帯主が支払った国民健康保険料

(注) 国民年金保険料の控除を受ける場合、控除証明書の添付が必要です

個人番号（マイナンバー）について

⑬. 前年までに個人番号台帳や通知カード等を提出された方は、本年分の提出は不要です。ただし、本年中に扶養親族が増えた場合（出生、離職等）は、その方の通知カード等のコピーを提出してください。

⑭. 本年の途中で入社された方で個人番号を提出されていない方は、個人番号台帳と通知カード等のコピーを提出してください。